

内管漏えい検査 委託の手引き

飯塚ガス株式会社
令和3年3月制定

内管漏えい検査 委託の手引き

目次

1. はじめに	• • • • •	P2
2. 委託要件の基本的事項	• • • • •	P2
(1) 前提	• • • • •	P2
(2) 基本要件	• • • • •	P2
1) 認定要件		
2) 欠格要件		
3) 保安水準の確保		
4) 自主保安業務の実施		
5) 再委託への対応		
6) 委託の取り消し等		
(3) 定期漏えい検査の要件	• • • • •	P4
1) 対象範囲		
2) 必要資格		
3) 業務実績		
4) 関与・統制、信頼性		
5) 繼続的な体制確保		
6) 効率的な運用		
(4) その他	• • • • •	P5
1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査		
2) 受託するための手順・手続き		
①受託相談		
②受託申請手続き		
③申請書類確認		
④委託先選定		
3. 手引きの開示	• • • • •	P5
受託参加申請書(様式 1)	• • • • •	P6

1. はじめに

本手引きは、飯塚ガス株式会社（以下、飯塚ガス）が都市ガス事業における定期漏えい調査（以下「内管漏えい検査」という。）の保安水準及び業務の継続性を確保するため委託要件を示す。

委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

2. 委託要件の基本的事項

（1）前提

- ・飯塚ガスは、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定める。
- ・委託先はその要件を遵守する。
- ・内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」のことをいう。
- ・「手引き」作成にあたり保安水準を確保するため、飯塚ガスの自主的な保安の取り組みについて必要な要件を記載しており、この定めた自主的保安の取り組みを委託先は実施すること。
- ・「定期漏えい検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、委託先は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保すること。

（2）基本要件

1) 認定要件

- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・「内管検査員」資格を有する要員を一定数（概ね2名）以上確保しており、業務に従事させること。

2) 欠格要件

- ・破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- ・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
- ・反社会勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者
- ・その他飯塚ガスがガス工事に関する保安の確保が困難と判断される者。

3) 保安水準の確保

- ・飯塚ガスは、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。

- ・飯塚ガスは、内管漏えい検査の抜き取り検査を行い、検査結果を委託先管理者へフィードバックする。
- ・委託先は、保安水準を確保するための体制を飯塚ガスの定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告すること。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
- ・委託先は、飯塚ガスが定めた自主保安業務を実施すること。
- ・委託先は、飯塚ガスが定めた保安品質等の教育に参加協力すること。
- ・委託先は、飯塚ガスが実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先の事業所監査を受けること。また、監査結果の指摘・改善事項等に対して、真摯に対応するよう努めること。
- ・委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行う、飯塚ガスが実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。
- ・委託先の管理者は、飯塚ガスが実施する内管漏えい検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。

4) 自主保安業務の実施

- ・委託先は保安水準の確保の観点から内管漏えい検査と併せて以下の業務を実施すること
 - ①マイコンメーターの点滅有無確認
 - ②ガス警報器設置有無の確認及び需要家に対し設置の促進
 - ③お客さまに対する点検結果のお知らせの説明

5) 再委託への対応

- ・委託先は、あらかじめ書面により飯塚ガスの承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。
- ・委託先は、飯塚ガスと委託先との契約内容を、再委託先との契約内容に反映すること。
- ・委託先は、再委託先を管理する方法を飯塚ガスへ事前に書面にて説明すること。
- ・委託先は、定期的に再委託先の管理状況（抜き取り検査結果や指導、監査結果など）を飯塚ガスへ報告すること。
- ・再委託先は、委託先との契約内容を遵守することの誓約書を、委託先を通じて飯塚ガスへ提出すること。

6) 委託の取り消し等

- ・飯塚ガスは、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。

(3) 定期漏えい検査の要件

1) 対象範囲

対象となる業務は以下のとおりである。

- ① 灯外内管の外観検査及び漏えい検査
- ② 灯内内管の外観検査及び漏えい検査
- ③ その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格

定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会内管検査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

3) 業務実績

- ・委託先は、定期漏えい検査の実績が適正な期間（概ね4年間）以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査の実績（ともにLP除く）が、3か月以上または、内管検査員の資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

4) 関与・統制、信頼性

委託先は、以下のどちらかの要件を満たしていること。

- ・委託先は、飯塚ガスと都市ガス事業において長期的な取引があること。
- ・委託先は、飯塚ガスと関与・統制、信頼性の確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 繙続的な体制確保

- ・飯塚ガスは、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認すること。
- ・委託先は、業務体制、検査要員計画を定期的に一般ガス事業者へ届け出ること。

6) 効率的な運用

- ・飯塚ガスは、面的等による確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行う。
- ・委託先は、飯塚ガスが運用している面的等による確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ・委託先は、お客様の開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は飯塚ガスが定めた方法により法定周期を管理すること。
- ・委託先は、飯塚ガスが契約仕様書等で指定する様式や貸与する計測器等で検査業務を管理すること。

(4) その他

- 1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査
 - ・委託先は、特定地下街・地下室等の場合、委託先が、定期漏えい検査時に地下区分設定の確認ができること。
 - ・委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること
- 2) 受託するための手順・手続き
 - ①受託相談
 - ・飯塚ガスは、受託希望者から相談窓口に確認・相談があった場合は、委託先選定期や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。
 - ②受託申請手続き
 - ・受託希望者は、受託参加申請書（様式1）に必要事項を記載し、飯塚ガスが指定する窓口に提出する。
 - ③申請書類確認
 - ・飯塚ガスは受託希望者から提出された受託参加申請書（様式1）の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認する。

【申請・相談窓口】

飯塚ガス株式会社 工務課

TEL : 0948-22-8646

FAX : 0948-23-6018

④委託先選定

- ・飯塚ガスは、保安水準の確保および法定周期遵守の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い、委託先を選定する。
[定量的基準]
 - ・認定要件、必要資格、業務実績(代替となる講習の受講)、継続的な体制の確保など。
[定性的基準]
 - ・保安水準の確保(企業、経営者の保安意識など)、関与・統制、信頼性など。

3. 手引きの開示

- ・飯塚ガスは、本書「内管漏えい検査委託の手引き」や問い合わせ窓口をホームページ等に開示する。
- ・飯塚ガスは、参入希望の問い合わせに対し、詳細説明を行う。

(様式 1)

受 託 参 加 申 請 書

項 目	内 容
① 商号又は名称	
② 代表者氏名	
③ 設立年月日	
④ 本社所在地	
電話番号	
FAX 番号	
担当部署	
担当者氏名	
⑤ 資本金	
⑥ 総従業員数 内社員数	
⑦ 総事業所数	
⑧ 業務内容	
⑨ 希望する受託業務	定期漏えい検査
⑩ 必要な資格保有者数 (内社員数)	「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」 名 (名) ※但し、3 年毎の資格更新が適切に行われている有効な資格者
⑪ 受託に必要な業務実績 ・事業所の業務実績 ・検査員の業務実績	

⑫ 当社との業務実績	
⑬ 体制の確保について (常用の要員確保、繁忙期や休日に 対応する要員の確保等)	
⑭ 欠格要件 ※右記に該当する場合、受託することはできません。	<ul style="list-style-type: none"> ・破産手続き開始を受け復権を得ない者。 ・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。 ・反社会勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。 <p style="text-align: center;"><u>上記のいずれにも該当しない。該当しない場合は ○で囲う</u></p>
備 考	

令和 年 月 日

飯塚ガス株式会社 管理者宛

(申 請 者)

会 社 名

代 表 者 名

印

住 所

連 絡 先